

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設等、児童福祉施設等、障がい福祉施設等、高齢者福祉施設・事業所等、救護施設及び公衆衛生施設（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象として、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給することとし、応援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象施設等)

第2条 支給対象施設は、次のとおりとする。

(1) 光熱費高騰分

所在地が愛媛県内にあり、令和8年2月13日時点で運営中の別表①に掲げる施設ただし、令和8年1月1日以降に新規に開設した施設等は除く。

(2) 食材費高騰分

前号に該当し、かつ、令和7年7月から令和7年12月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

(3) 救急告示病院等又は周産期医療を担う病院への加算分

第1号に該当し、かつ、令和8年2月13日時点で救急告示病院等又は周産期医療を担う病院。ただし、令和8年1月1日以降に新たに対象となった施設等は除く。

(4) 福祉避難所指定加算分

第1号に該当し、かつ、令和8年2月13日時点で福祉避難所に指定されている施設。ただし、令和8年1月1日以降に新たに指定された施設等は除く。

(5) 訪問系サービス加算分

第1号に該当し、かつ、別表①において訪問系に区分される施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とする。ただし、第1号の者が設置する病院、有床診療所及び無床診療所については、この限りでない。

(1) 県又は市町

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 県税に未納がある者

(4) 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

(支給額)

第3条 応援金は、別表に基づき定額を支給する。

(支給回数)

第4条 応援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金申請書（申請フォーム又は様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に応援金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 応援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、令和13年度末まで保管しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

① 光熱費高騰分対象施設及び単価

施設区分	施設種別（支給対象施設・サービス種別）		定額単価 (光熱費)
医療 施設等	入所系	病院、有床診療所（保険医療機関に限る。）	490千円/施設
	通所系	無床診療所（保険医療機関に限る。）	90千円/施設
	訪問系	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	30千円/施設
	その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。） 歯科技工所 薬局（保険薬局に限る。）	30千円/施設
児童福祉 施設等	入所系	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム	250千円/施設
	通所系	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 児童厚生施設、放課後児童クラブ	130千円/施設
	その他	里親（委託を受けている世帯に限る。）	80千円/施設
障がい福 祉施設・ 事業所等 ※基準該 当、共生 型障害福 祉サービ ス事業所 を含む。	入所系	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設、療養介護	250千円/施設
	通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	130千円/施設
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	80千円/施設
	その他	就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	80千円/施設

高齢者福祉施設・事業所等 ※基準該当は含み、医療機関のみなし指定を除く。	入所系	短期入所生活（療養）介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	250千円/施設
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	130千円/施設
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	80千円/施設
	その他	居宅介護支援、福祉用具貸与	80千円/施設
救護施設	入所系	救護施設	250千円/施設
公衆衛生施設	その他	一般公衆浴場	40千円/施設

(注) 法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

② 食材費高騰分対象施設及び加算単価

施設区分	施設種別	加算単価（食材費）
医療施設等	病院	9千円/病床
	有床診療所・助産所（有床）	9千円/病床
児童福祉施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等	入所系	9千円/人
	通所系（児童厚生施設を除く）	3千円/人
救護施設	入所系	9千円/人

③ 救急告示病院等又は周産期医療を担う病院への加算、福祉避難所指定加算及び訪問系サービス加算対象施設及び加算単価

施設区分	施設種別	特別加算単価
医療施設等	救急告示病院等又は周産期医療を担う病院	1,000 千円/施設
児童福祉施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等 救護施設	福祉避難所に指定されている施設	100 千円/施設
医療施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等	訪問系サービス施設（別表①参照）	20 千円/施設

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給決定通知書

このことについて、金 円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、安定的なサービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由 :